⑶　920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−36dB以下の値
710MHzを超え900MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が−55dB以下の値
900MHzを超え915MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−55dB以下の値
915MHzを超え920.3MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−36dB以下の値
920.3MHzを超え924.3MHz以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が（200＋100×ｎ）kHz以下を除く。）㊟	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−29dB以下の値
924.3MHzを超え930MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−36dB以下の値
930MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−55dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が−45dB以下の値
1,215MHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が−30dB以下の値

注　ｎは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

25　915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備（24⑵に掲げるものを除く。）の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−36dB（１mWを０dBとする。以下この表において同じ。）以下の値
710MHzを超え900MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が−55dB以下の値
900MHzを超え915MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−55dB以下の値
915MHzを超え930MHz以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が、単位チャネルの幅が200kHzの場合にあつては（200＋100×ｎ）kHz以下、単位チャネルの幅が100kHzの場合にあつては（100＋50×ｎ）kHz以下を除く。）㊟	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−36dB以下の値
930MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−55dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が−45dB以下の値
1,215MHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が−30dB以下の値

注　ｎは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

別表第二号53中「52」を「53」に、同表53を同表54とし、同表52の次に次のように加える。

53　700MHz帯高度道路交通システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　基地局

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下の値
710MHzを超え750MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が20nW以下の値
750MHzを超え755MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が100μW以下の値
765MHzを超え770MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が100μW以下の値
770MHzを超え810MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が320pW以下の値
810MHzを超え１GHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下の値
１GHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下の値

⑵　陸上移動局

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下の値
710MHzを超え750MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が20nW以下の値
750MHzを超え755MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が100μW以下の値
765MHzを超え770MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が100μW以下の値
770MHzを超え810MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が10nW以下の値
810MHzを超え１GHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下の値
１GHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下の値